

報道機関各位

障害児通所支援事業所に対する行政処分(指定の取消)について

児童福祉法の規定に基づく監査を行った結果、障害児通所給付費の不正請求が判明したため、下記のとおり行政処分(指定の取消)を行うもの。

1 対象事業者

- (1)法人名 株式会社one (ワン)
- (2)代表者 代表取締役 一宮 勉(イチノミヤ ツトム)
- (3)所在地 福岡県直方市溝堀一丁目6番23号

2 行政処分(指定の取消)の対象となる事業所

事業所の名称	所在地	サービス種類	定員	指定日
放課後等デイサービス おひさまの家+(プラス)アップ	北九州市八幡西区 小嶺台一丁目3番8号	放課後等 デイサービス	10人	令和2年11月1日

3 行政処分の内容

指定の取消 (指定取消年月日:令和6年1月31日付)

* 指定の取消日を決定するにあたっては、利用者のサービス継続に支障がないようにすることを最優先としている。当該事業所は、在籍中の利用者が他の事業所へ通所するための引継ぎも完了していることから、公表と同日付で指定の取消を行うもの。

4 処分の原因となる事実

●障害児通所給付費の不正請求【児童福祉法第21条の5の24第1項第5号】

- ・令和2年11月～令和3年9月の間、児童発達支援管理責任者が常勤で勤務していないにもかかわらず、出勤簿等の記録を改ざんし、児童発達管理責任者欠如減算を適用せずに給付費を請求していた。
- ・令和4年8月～令和4年12月の間、児童指導員又は保育士の人員配置基準を満たしていないにもかかわらず、出勤簿等の記録を改ざんし、サービス提供職員欠如減算を適用せずに給付費を請求していた。

児童福祉法第二十一条の五の二十四(抜粋)

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児通所支援事業者に係る第二十一条の五の三第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

五 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の請求に関し不正があつたとき。

5 行政処分の効果等

(1)不正受給額及び返還請求額 (*市内の利用者分のみ)

- ・不正受給額: 令和2年11月～令和3年9月、及び令和4年8月～同年12月の給付費受領額
- ・返還請求額: 不正受給額に加算金40%を加えた額
 - 不正受給額 4,027,114 円 … ①
 - 加算額(①×40%) 1,610,845 円 … ②
 - 返還請求額(予定) 5,637,959 円 … ③(①+②)

※上記の金額は、本市の利用者分のみ。他自治体(直方市、中間市、福智町、糸田町)の利用者分については、不正受給額の確定作業中であり、確定次第、各自治体から返還請求を行う予定。

(2)欠格事由の該当

株式会社 one は、指定取消の日から起算して5年を経過しない間は、障害児通所支援事業所の指定を受けることができない。また、欠格事由に該当するものが役員である法人及び管理者である事業所は、指定取消の日から起算して5年を経過しない間は障害児通所支援事業所の指定を受けることができない。

(3)事業者名等の公表

事業者名、事業所名、行政処分の内容等について、市公報、市ホームページ等で公表する。

6 利用者の状況

・当該事業所は、すでに在籍中の利用者が他の事業所へ通所するための引継ぎも完了している。

<参考>

・令和6年1月の利用者数： 7人(市内の利用者1人、他自治体の利用者6人)

7 経緯・経過

令和4年12月9日	不正に関する情報提供に基づき実地指導を開始。以後、必要な調査を実施。
令和5年11月30日	監査(第1回):法人代表者(兼児童指導員)から聞き取り調査
令和5年12月21日	監査(第2回):元従業者から聞き取り調査
令和5年12月26日	監査(第3回):文書による事実確認 *不正請求に係る事実を認めた。
令和6年1月19日	聴聞 *法人代表者から異論はなく、聴聞終結。

【問合せ先】

保健福祉局障害者支援課
担当課長：久保、担当係長：北田
電話：093-582-2424

【参考資料】

放課後等デイサービスとは

障害児(小学校から高校までの就学児)に対して、放課後や学校休業日に、生活能力の向上のため必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行うサービスのこと。

〔 ※令和5年4月1日現在、放課後等デイサービスの市内事業所数 : 218 〕

障害児通所給付費とは

障害児通所支援事業所が利用者に対して提供する障害児通所支援(放課後等デイサービス等)に係る報酬として、北九州市が当該事業所に給付する費用のこと。

